



技 第 2 6 1 号
平成 2 8 年 7 月 2 0 日

隠岐支庁関係各局長
農林水産部関係各課長
農林水産部各地方機関の長
土木部関係各課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き（案）の改定について（通知）

この手引き（案）については、平成23年3月22日付け技第601号により運用していますが、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正されたことをうけ、下記のとおり改定しましたので、関係職員に周知願います。

なお、市町村へは別途送付しています。

記

1. 主な改定の内容

- ・受注者と発注者が対等な立場であることを明記し、請負代金又は工期を適切に変更することを記載
- ・施工条件書の条件明示に不足が生じないようにチェックを徹底することを記載
- ・追加工事等を指示する場合の文書に、それに係る概算金額を明示することを記載
- ・発注者が特別な理由により工期を短縮する場合の契約手続きを記載

2. 適用

平成28年8月1日以降当初契約する工事

3. その他

改定後の手引き（案）は技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。なお、登録先は下記のとおりです。

「土木部-技術管理課-01-03-318【設計積算基準関連通知】島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引（案）」

土木部 技術管理課

農林設計基準グループ 福島／野津

土木設計基準グループ 藤井／門田／田中

電話：0852-22-5942／5941